

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年8月12日 16時13分ごろ
発生場所	来島海峡西口付近 アゴノ ^{はな} 鼻灯台から真方位228° 1.8海里付近 （概位 北緯34°09.7′ 東経132°54.3′）
インシデントの概要	油タンカー第三鶴 ^{つるしお} 汐丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第三鶴汐丸、749トン 136540、株式会社霧島海運商会 ディーゼル機関、4サイクル、出力1,471kW、回転数毎分255、6気筒、ボア340mm、使用燃料A及びC重油
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	本船は、航行中、主機が停止して運航不能となり、タグボートにえい航されて港の沖に錨泊した。 本船は、機関長が、本インシデント後、主機の燃料油系統を点検したところ、燃料油サービスタンク出口側に設置された主機の燃料油流量計（以下「本件流量計」という。）の不具合を認め、主機に燃料油が供給されていないことが分かり、本件流量計のバイパス弁を開放して主機を運転した。 本船は、令和2年7月に本件流量計の新替えが行われていた。 機関長は、定期的に本件流量計の上流側のこし器の掃除を行っていた。 本船は、本インシデント後、本件流量計の新替えが行われ、不具合の本件流量計の開放点検を行わず破棄されたので、本件流量計が作動不良となった状況を明らかにされなかった。
分析	本船は、航行中、本件流量計が作動不良となって主機に燃料油が供給されず、主機が停止したことにより発生したものと推定されるが、不具合の本件流量計の開放点検を行わず破棄されたことから、本件流量計が作動不良となった原因を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、本件流量計が作動不良となっ

	て主機に燃料油が供給されず、主機が停止したことにより発生したものと推定される。
--	---